

令和 2 年 1 1 月

第 6 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 小櫃 敏文

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主任	係
令和 2年11月26日 供覧の上、公開してよいか伺います。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	農業委員会事務局 主任

第 6 回 川 口 市 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

1 川口市農業委員会告示第 8 号

下記について付議するため、11月25日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第6回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案	租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について
第3号議案	生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 山岡 孝	1番 中田 晋一	2番 山崎 豊
3番 茅野 和廣	4番 伊藤 勝博	6番 高山 豊江	7番 早船 輝明
9番 小櫃 敏文			

3 出席委員の調整

新型コロナウイルス感染症拡大のリスク軽減を図るため、議長は、出席委員の調整を行い、5番 中村 浩幸委員、8番 加藤 吉江委員、10番 中山 正二委員を自宅待機とした。

4 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

5 出席職員

事務局長 渡辺 裕 農地係長 嶋田 健一 書記 村田 智史

6 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

7 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、9番 小櫃 敏文委員を指名した。

8 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項1から5の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満

たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項4について「資料1」により逐次説明した後、報告事項5について、次のように説明した。

事務局 「報告事項5「農地利用最適化推進委員の能率報酬について」ご説明いたします。

まず、農地利用最適化推進委員の報酬体系でございますが、毎月の勤務日数に応じて支給される日額報酬と遊休農地解消など成果に応じて支給される能率報酬の2種類があり、条例において規定されております。

この成果に応じた能率報酬の支給基準としては、過去1年以上の間、不作付になっている農地について、農地利用最適化推進委員の助言等により、農地所有者又は今回のように貸借等による農地所有者以外の者が3年以上継続を見込まれる耕作を開始したときに支給するものと要綱において規定されております。

本件は、農地を借りたい新規就農希望者と農地を貸したい土地所有者との間を前期の農地利用最適化推進委員である泉推進委員が仲介し、農業委員会の利用権設定の決定を受け、新規就農に至ったものです。

このたび、現推進委員の二人と事務局職員とで現地確認を行い、ハウス内においていちごの栽培が開始されていることが確認できましたことから、条例に則り能率報酬5万円を支給いたしますことをご報告いたします。」

(3) 議長は、農地利用最適化推進委員に補足説明を求めた。

(4) 農地利用最適化推進委員は、次のように述べた。

松津推進委員 「推進委員に就任し、8月から何度か現地を確認してきました。

10月末に施設が完成し、11月からいちごの苗の栽培を開始しました。また、設備が近代的であり、水、温度、空気等すべてがコンピューターで管理できるようになっております。

いちごを販売し、余った場合はジャムに加工して販売していきたいとの意向を伺ってきました。」

(5) 報告事項1から報告事項5について、全員これを了承した。

9 議案の上程

(1) 申請の総括

1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

1) 議長は、第1号議案No.1からNo.3を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「No.1からNo.3は関連がありますので、まとめてご説明いたします。

No.1は安行の男性、No.2は安行の男性、No.3は安行の農事組合法人安行グリーンから、大阪府箕面市の男性への所有権移転ということで申請がございました。

申請地は、花と緑の振興センターから南西に300mほどの所に位置する市街化調整区域内の農地11筆、計4,059.03㎡で、このたび、安行の株式会社小林ナーセリーが事業譲渡により、大阪府茨木市の株式会社ユニバーサル園芸社のグループ会社となることに伴い、個人の農業者に売却することになったものでございます。なお、譲受人は当該法人の代表も務めております。

それでは本件について、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、譲受人が権利取得後に、今回取得する農地を含めてすべての農地において効率的に耕作されるかという点については、農機具の保有状況及び箕面市農業委員会に確認した結果、現在所有している農地は全て耕作されているとのことであり、また、申請地では、譲受人が農作業の一部を株式会社小林ナーセリーに委託し、譲受人指導のもとで、ブルーベリーやバラ等を生産するということから、取得後も全ての農地について効率的に耕作を行うと認められることから該当しません。

次に、農地所有適格法人及びその他の法人が権利を取得しようとする場合に関する審査については、本件は個人の権利取得ですので、該当しません。

信託の引受により権利を取得しようとする場合に関する審査については、譲受人は、農業協同組合や農地中間管理機構ではなく、個人ですので、該当しません。

権利を取得するものが、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、現在、譲受人、その子の2人で、のべ年間210日従事し、申請地以外の農地では、水稻栽培をしていることから、基幹的な農作業に常時従事していると認められ、取得後も農作業に常時従事すると認められるので該当しません。

権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が30アールに達しているかについては、申請人の世帯では申請地を含めて23,773.03㎡を耕作することになるため、30アールに達しないとは認められないので該当しません。

所有権以外の権限で耕作している者がその土地を貸し付け、又は質入しようとする場合の審査ですが、申請地について、借借人等は存在しませんでしたので、該当しません。

権利を取得しようとするものが取得後に行う耕作等が農地の位置、規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地等の農業上の効率かつ総合的な利用に支障が生ずる恐れがあると認められる場合に該当するかという点については、農作業の一部を地元で実績のある株式会社小林ナーセリーに委託して行うとのことであり、支障はないものと考えられます。

以上、従事状況及び耕作状況の調査結果から、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると思われまます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「先日、事務局職員とともに現地を確認いたしました。

近代的な施設となっており、ビニールハウス等も適法に建てられており、農地としての耕作状況及び生産状況についても問題はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。」

茅野委員 「譲受人は箕面市在住の方で、申請地まで600kmの距離がございます。

社会通念上、耕作の困難性が極めて高い距離であると感じますがいかがでしょうか。

また、少し不自然な所有権移転であり、投資目的の売買であるようにも感じますが、いかがでしょうか。」

松澤会長 「これは買取というよりは事業継承の一種ではないかと思えます。

譲渡人は非常に手広く事業を行っており、ネームバリューもございます。詳細については事務局から説明願います。」

事務局 「一点目の質問に関しましてご説明いたします。

農地を農地のまま耕作するために取得する場合がございますが、農業に供するすべての農地を効率的に利用できるかどうか、耕作機械の保有状況、労働力、技術、通作距離等から総合的に判断することとされております。

このことについては、国の農地法関係事務に係る処理基準において規定されており、当該処理基準によりますと、通作距離について、権利取得者の住所地から取得しようとする農地までの距離で画一的に判断することは、権利取得者以外の労働力も活用して農作業を行うことも多くなっていること、また、著しく交通が発達したこと等を踏まえ、適当ではないとされております。

また、労働力、技術等を有するかどうかについても、権利取得者のみで判断することも適当ではなく、雇用による労働力、委託先の技術も併せて勘案するよう示されております。

今回、取得しようとする農地の耕作については、地元で実績があり、10名の従業員と19名の臨時従業員を有する株式会社小林ナーセリーに一部委託するとのことであり、労働力及び技術に関しても要件を満たすものと判断しております。」

事務局 「二点目の質問に関しましては、取得した後、譲受人は少なくとも5年以上は耕作を続けると伺っており、投資目的のものではないと判断しております。」

5) 議長は議事の都合により、暫時休憩することを告げた。

暫時休憩

6) 議長は会議の再開を告げた。

7) 議長は第1号議案No.1からNo.3について諮ったところ、全員異議なく許可と決定した。

(3) 第2号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

- 1) 議長は、第2号議案を上程し、事務局に説明を求めた。
- 2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件の申請人は専業農家を営んでおり、ツツジ、イヌツゲ等の植木を栽培しております。申請人の自宅は、東川口駅から西に250mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した12筆と自宅から西に80mほどの所に位置した5筆、計5,980㎡でございます。申請人は、27歳の頃から30年以上農作業に従事しており、現在の年間従事日数は300日であり、妻の300日と併せて世帯で600日でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。」
- 3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。
- 4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「先日、事務局職員とともに現地を確認いたしました。主にポット栽培を行ってございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。」
- 5) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく認定した。

(4) 第3号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

- 1) 議長は、第3号議案を上程し、事務局に説明を求めた。
- 2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件は、戸塚1丁目の男性から申請がございました。申請人の自宅は、東川口駅から西に250mほどの所に位置しており、申請地は自宅から北東に700mほどの所に位置した5筆と南西に150mほどの所に位置した1筆、計2,485㎡でございます。買取事由発生人は、16歳の頃から年間300日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和2年6月10日に82歳でお亡くなりになりました。買取事由発生人は申請人の母で、申請地を含む8,950㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人、その妻の3人で、ツツジ、イヌツゲ等の植木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることとなりました。以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議のほどお願いいたします。」
- 3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。
- 4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「第2号議案と同じ農家世帯でございます。申請人の母が死亡したことにより、農地の管理が行き届かなくなったため、一部の生産緑地について解除を行うものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。」
- 5) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なく認定した。

10 連絡事項

- ・令和2年度農地利用最適化活動活性化研修会について

1 1 閉会

午前 11 時 17 分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第 6 回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩